

工事施工ヤード内土砂ピット(広瀬)に係る工事及び 盛土条例に基づく申請内容に関する説明会

令和6(2024)年 3月 15日(金) 19:00 於:妻籠町並み交流センター

事業者:東海旅客鉄道株式会社

発注者:独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

施工者:清水・三井住友・東急 中央新幹線、中央アルプストンネル(萩の平・広瀬)
特定建設工事共同企業体

1. 工事概要
2. 環境保全
3. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例
に基づく説明
4. お問い合わせ先

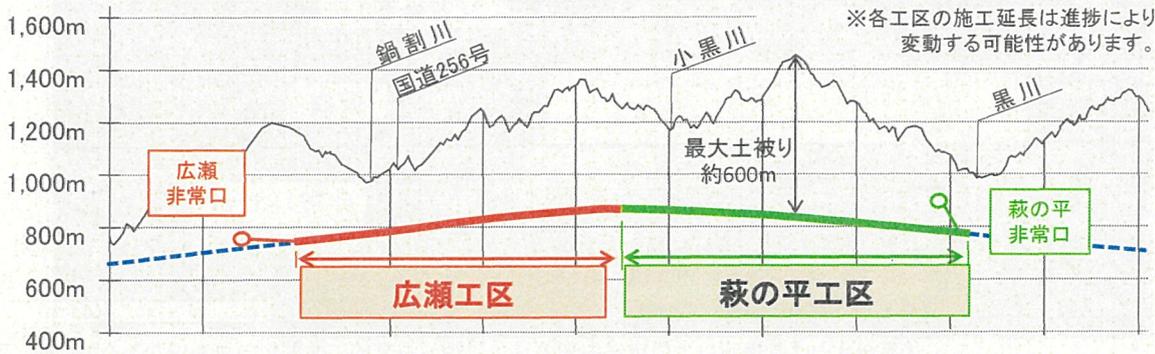
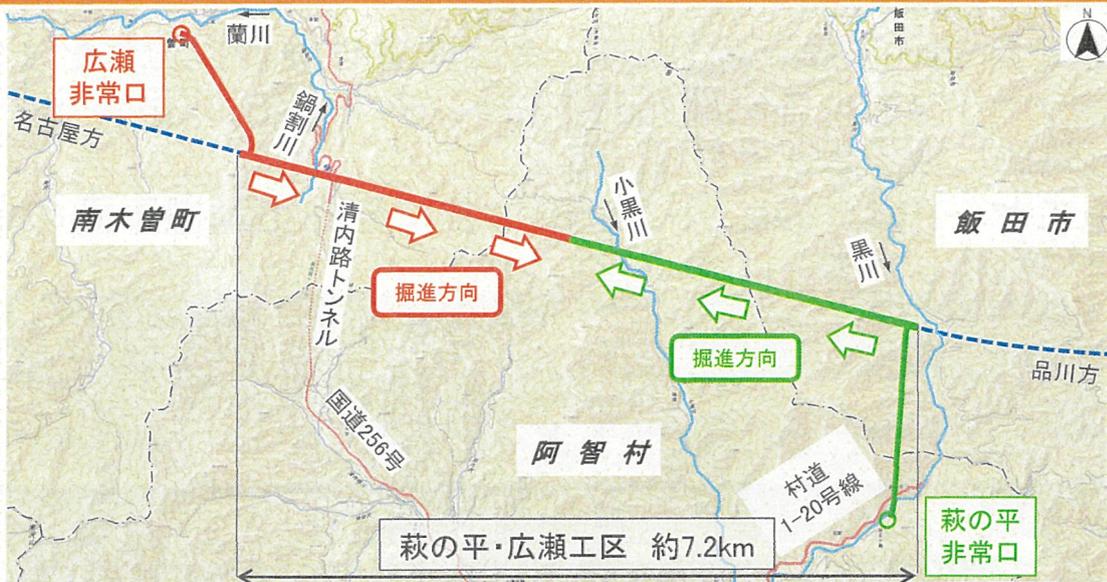
1. 工事概要
2. 環境保全
3. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例に基づく説明
4. お問い合わせ先

中央アルプストンネル(萩の平・広瀬工区)の概要

中央新幹線、中央アルプストンネル(萩の平・広瀬)	
発注者	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
施工者	清水・三井住友・東急 中央新幹線、中央アルプストンネル(萩の平・広瀬) 特定建設工事共同企業体 (構成員:清水建設(株)・三井住友建設(株)・東急建設(株))
工事期間	平成31年2月19日～令和8年2月18日

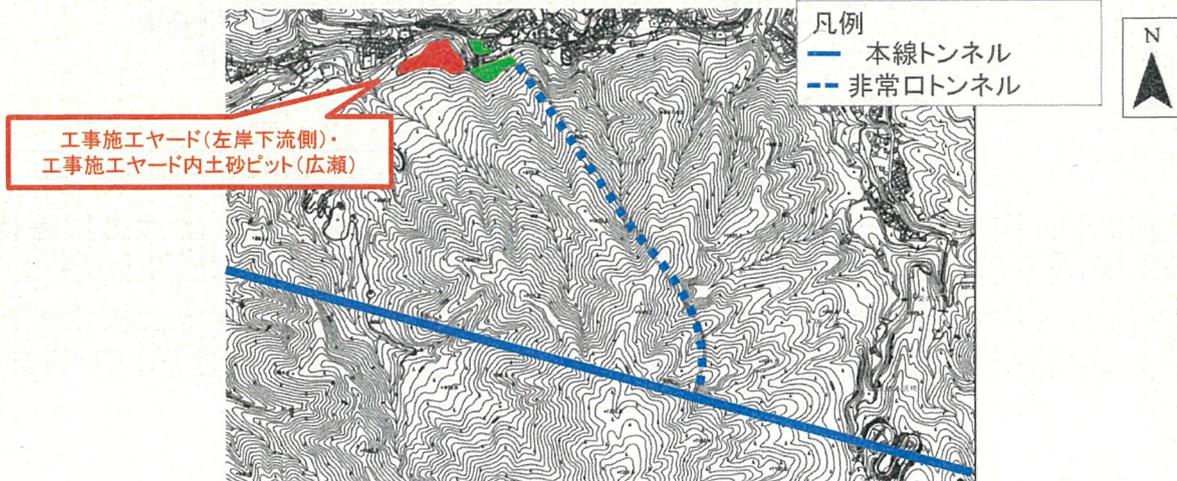


中央アルプストンネル(萩の平・広瀬工区)の概要



工事施工ヤード内土砂ピット(広瀬)の工事概要

中央新幹線、中央アルプストンネル(萩の平・広瀬)	
発注者	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
施工者	清水・三井住友・東急 中央新幹線、中央アルプストンネル(萩の平・広瀬) 特定建設工事共同企業体 (構成員: 清水建設(株)・三井住友建設(株)・東急建設(株))
工事計画	造成面積 約8,000m ² 、盛土量 約30,000m ³
工期	平成31年2月19日～令和8年2月18日



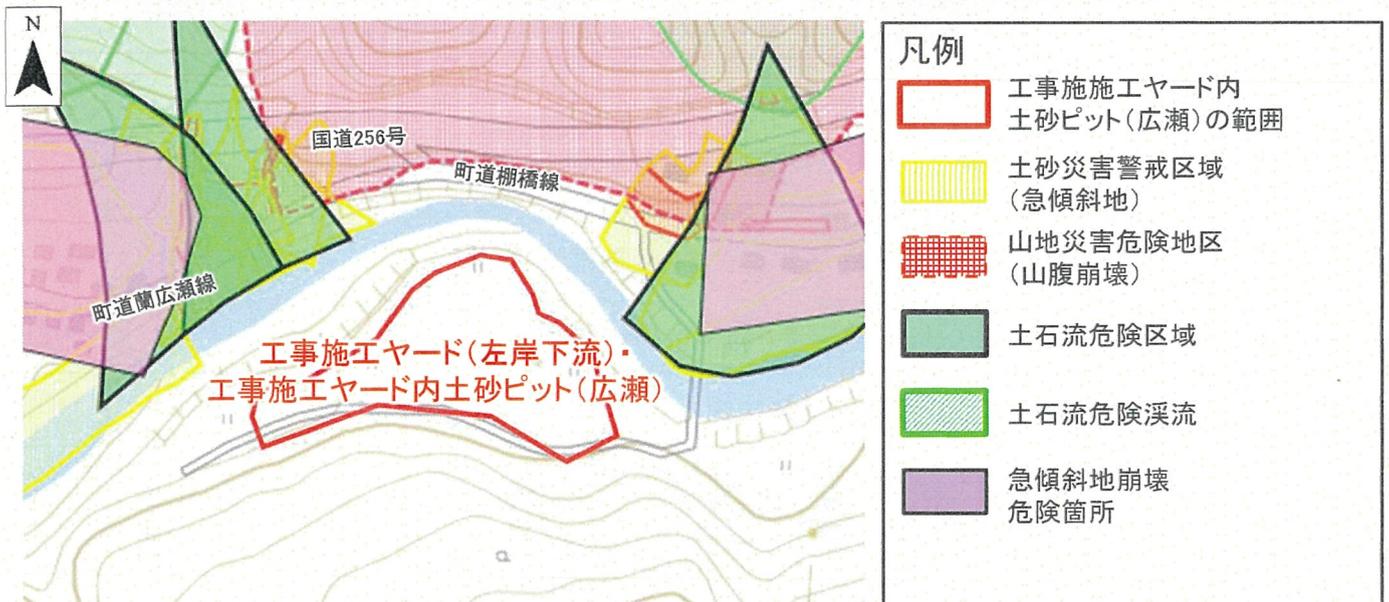
工事施工ヤード内土砂ピット(広瀬)の概要

- 工事施工ヤード(左岸下流側)は、現在は資材等の仮置きを行っておりますが、トンネル掘削開始時にはトンネル発生土(区分土※を除く)も一時的に仮置きする計画です。
- 工事施工ヤード内土砂ピット(広瀬)は主に発生土運搬車両の台数調整等に利用します。



※区分土とは基準値以上の自然由来の重金属等や将来的に酸性化の可能性がある土を指します。

土地利用規制等の状況と対応



※長野県HP「信州くらしのマップ」より

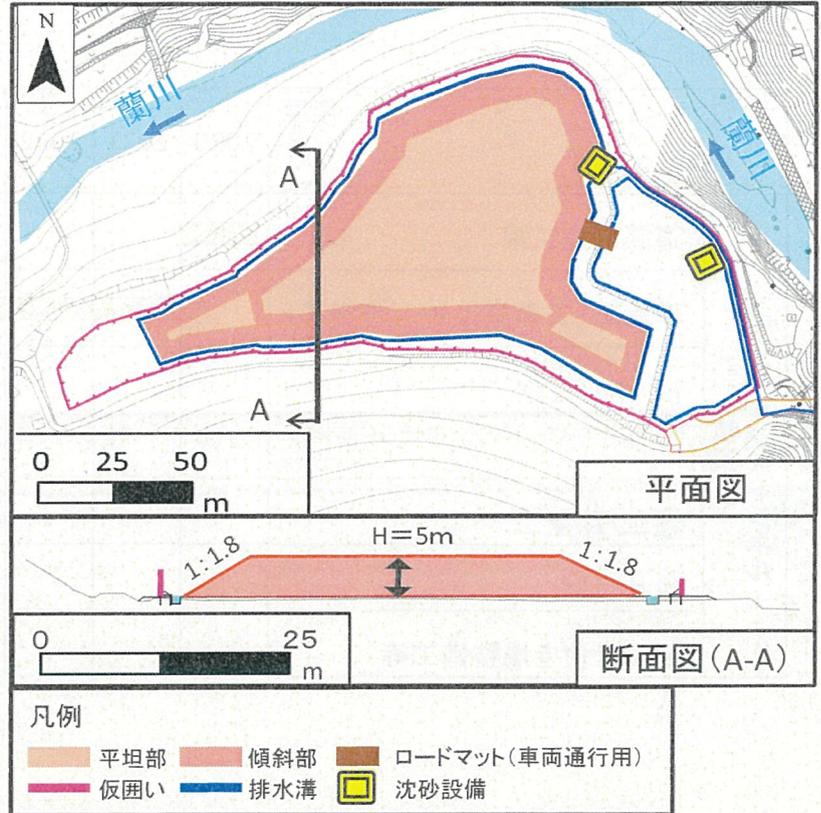
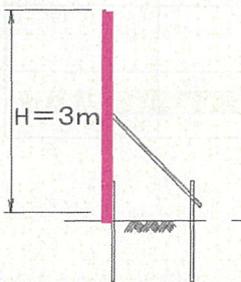
- 工事施工ヤード内土砂ピット(広瀬)の周辺は、土砂災害防止法における「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定されておらず、**法令上の制限はありません。**
- 工事施工ヤード内土砂ピット(広瀬)の盛土等は、**盛土条例等の技術基準に基づき設計し、長野県に申請を行う**とともに、適切な対策を実施し、安全に造成し、管理をしていきます。

盛土量: 約30,000m³
 面積: 約8,000m²
 最大盛土高さ: H=約5m

【施工順序(繰り返し)】

- ・敷き均し
- ・盛土、転圧
- ・法面、小段設置
- ・搬出

【仮囲い】

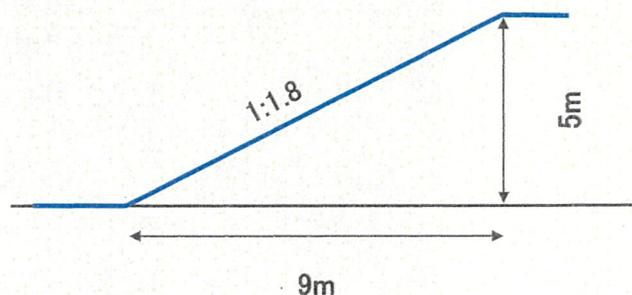


※協議の進捗等により変更となる可能性があります。

計画上の配慮事項

- ・法面勾配: 盛土が安定する勾配(1:1.8)を採用します。
- ・盛土条例(長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例)に係る申請を行い、許可を受けたうえで運用します。

法面勾配イメージ



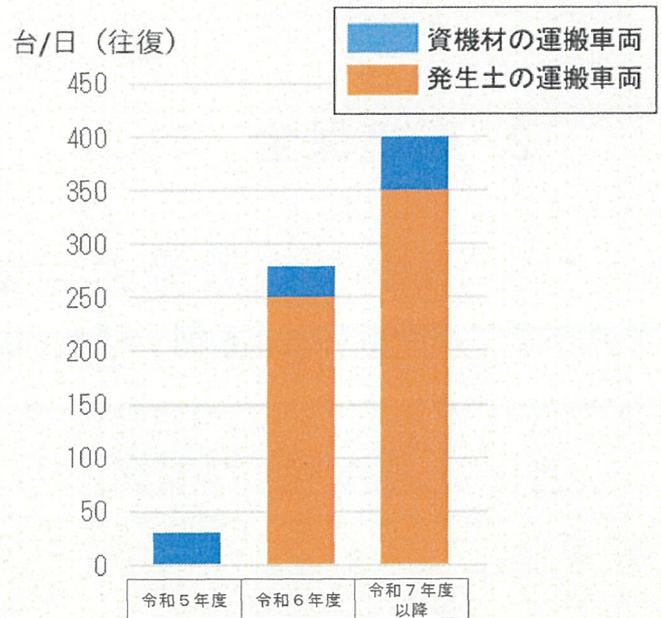
作業項目	年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026以降
	中央アルプストンネル (広瀬)	道路改良工事	■					
準備工(工事施工ヤード整備等)			■	■	■	■		
トンネル掘削						■	■	■
工事施工ヤード内土砂ピット使用 (今回ご説明)						■	■	■
覆工・路盤工							■	■
後片付け								■
発生土置き場整備工等						■	■	■

※協議の進捗等により変更となる可能性があります。

【参考】トンネル掘削における発生土運搬ルート



※ルート等については、今後の協議等により変更する可能性があります。



※台数は工事期間中における月別の日平均計画台数が最大となる値を示しています。
 ※今後の協議等により変更する可能性があります。

- ・大雨(1時間降水量30mm以上):
 - 作業を中止し、巡回点検(法面、排水箇所等)の実施
 - 異常を発見した際、異常時連絡系統図に従い、関係各所に連絡
 - 安全確保に必要な措置の実施

- ・地震(震度4以上):
 - 作業を中止し、巡回点検(法面、構造物等)の実施
 - 異常を発見した際、異常時連絡系統図に従い、関係各所に連絡
 - 安全確保に必要な措置の実施

1. 工事概要
2. 環境保全
3. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例に基づく説明
4. お問い合わせ先

- 工事施工ヤード内土砂ピット(広瀬)の環境保全については、令和2年8月に作成・公表した広瀬工区の環境保全について※に記載の内容等を実施します。

※「中央新幹線中央アルプトンネル新設(萩の平・広瀬工区)工事における環境保全について ～中央アルプトンネル(広瀬)～」

1. 工事概要
2. 環境保全
3. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例に基づく説明
4. お問い合わせ先

盛土条例の制定の目的及び背景

令和5年1月1日より、
「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」が施行されました

目的(条例第1条)

この条例は、土砂等の盛土等に関し、土砂等の盛土等を行う者、土地の所有者、土砂等が発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の盛土等の規制に関する必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、もって県民の安全の確保に資することを目的とする。

制定の背景

この条例は、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機として制定された。熱海市での災害を受け、長野県は市町村と連携して盛土総点検を実施した。その結果、直ちに土砂災害が発生する危険な盛土はなかったものの、必要な災害防止措置の実施が確認できない盛土も判明した。

既存の法令による規制では十分に対応できない事例も想定されたことから、土砂崩落の危険から県民の安全を確保するために、新たな盛土行為を一律に規制する条例を制定することとした。

以上の制定趣旨から、この条例は、土砂等の崩落等による災害の発生防止を目的とするものである。

(「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例の解説」より引用)

この条例により、一定規模以上の盛土等については、原則、知事の許可が必要になります

【許可の対象】

面積が3,000m²以上 又は 高さが5m以上 の盛土等

【対象となる盛土等】



【許可が不要な盛土等】

- ✓ 国、地方公共団体等が発注し、又は自ら行う盛土等
- ✓ 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等による盛土等
- ✓ 非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等
- ✓ 高さが1m以下の盛土等

(長野県HPより抜粋)

工事施工ヤード内土砂ピット(広瀬)の盛土等は盛土条例の対象となるため盛土構造等、盛土等の安全性について長野県に確認いただきます

条例第10条第1項

申請者は、当該許可の申請日から起算して30日前までに、規則で定めるところにより、盛土等区域の周辺地域の住民に対し、次条第1項又は第2項の申請書の内容を周知させるための説明会を開催するものとする。

条例第11条第1項

申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 土砂等の盛土等の目的
- (3) 盛土等区域の位置
- (4) 土砂等の盛土等を行う土地の面積
- (5) 土砂等の盛土等に使用する土砂等の量
- (6) 土砂等の盛土等を行う期間
- (7) 土砂等の盛土等の施工を管理する者(「管理責任者」)の氏名
- (8) 土砂等の盛土等の用に供する施設の設置、土砂等の搬入その他土砂等の盛土等の施工に関する計画
- (9) その他規則で定める事項

今回申請内容

盛土条例に基づく申請内容(2)

(1) 氏名及び住所

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

名 称 : 東海旅客鉄道株式会社
 代 表 者 : 代表取締役社長 丹羽俊介
 主たる事務所の所在地 : 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

(2) 土砂等の盛土等の目的

建設発生土の仮置きのため

(3) 盛土等区域の位置

長野県木曾郡南木曾町吾妻4160-10外11筆

(4) 土砂等の盛土等を行う土地の面積

約8,000m²

(5) 土砂等の盛土等に使用する土砂等の量

約30,000m³

(6) 土砂等の盛土等を行う期間

許可日～令和8年2月

盛土条例に基づく申請内容(3)

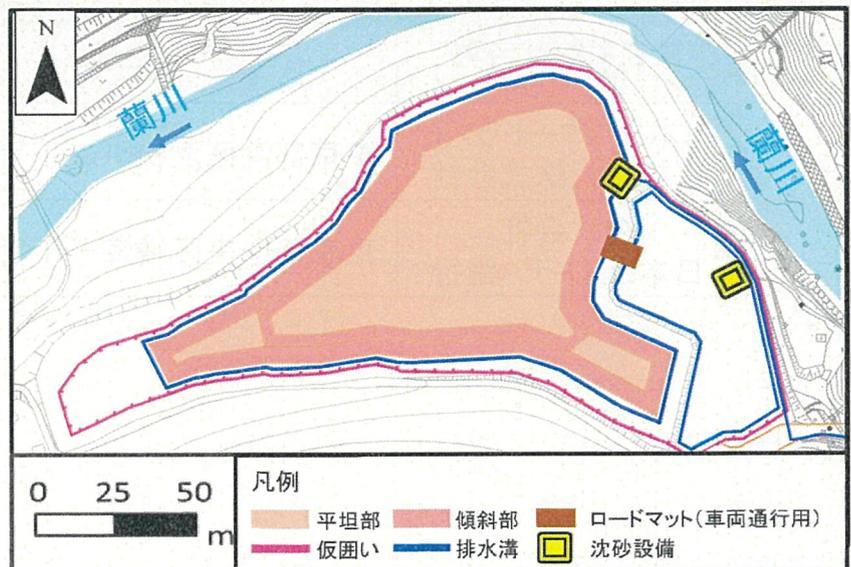
(7) 土砂等の盛土等の施工を管理する者(「管理責任者」)の氏名

清水・三井住友・東急 中央新幹線、中央アルプストンネル(萩の平・広瀬)
 特定建設工事共同企業体

(8) 土砂等の盛土等の用に供する施設の設置、
土砂等の搬入その他土砂等の盛土等の施工に関する計画

- 1) 仮囲い、排水設備設置
- 2) 盛土、搬出(盛土期間中繰返し)

- ・敷き均し
- ・盛土、転圧
- ・法面、小段設置
- ・盛土
- ・搬出



(9) その他規則で定める事項

『長野県規則第46号 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則』第6条第1項より、次に掲げる事項を申請書に記載します。

申請者が法人である場合にあっては、役員の氏名及び住所

個人情報保護の観点から、記載を控えさせていただきます。

申請者が条例第13条第1号のキに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所

該当なし

申請者に条例第13条第1号のク又はケに規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所

東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線建設部名古屋建設部
中央新幹線長野工事事務所
所長 杉浦禎信

(個人情報保護の観点から、住所は割愛させていただきます。)

(9) その他規則で定める事項

申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名及び住所(これらの者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	114,405,500
株式会社 日本カストディ銀行	東京都中央区晴海一丁目8番12号	63,436,500

(10) 意見書の提出

条例第10条第2項

説明会に係る許可申請の内容について、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止の見地から意見を有する周辺地域の住民は、当該説明会の開催の日(前項ただし書に規定する説明会を開催することができない場合にあつては、申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じた日)から許可申請の日までの間に、当該申請者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

意見書のご提出につきましては、ご郵送を基本として承ります。

(受付〆切 : 令和6年4月15日(消印有効))

【意見書提出先・お問い合わせ先】

〒395-0052

長野県飯田市元町5451

東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線長野工事事務所

TEL:0265-38-6500(受付:土・日・祝日・年末年始を除く平日、9時~17時)

(10) 意見書の提出

条例第10条第3項

申請者は、第1項の規定による説明会の開催の状況、前項の規定により提出された意見書の概要及びその意見を受けてとった措置その他規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。

いただいたご意見 及び そのご意見を受けてとる措置等を記載の上、
申請書面を長野県へ提出いたします。

1. 工事概要
2. 環境保全
3. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例
4. お問い合わせ先

【事業全般に関すること】

事業者 東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線長野工事事務所 (Tel 0265-38-6500)

環境保全事務所 (Tel 0265-52-6511)

住所 長野県飯田市元町5451番地

(受付日時／土・日・祝日・年末年始を除く平日、9時～17時)

【工事の監督指導に関すること】

発注者 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

関東甲信工事局 中津川鉄道建設所 (Tel 0573-67-8690)

住所 岐阜県中津川市日の出町1-45

(受付日時／土・日・祝日・年末年始を除く平日、9時～17時)

【工事内容に関すること】

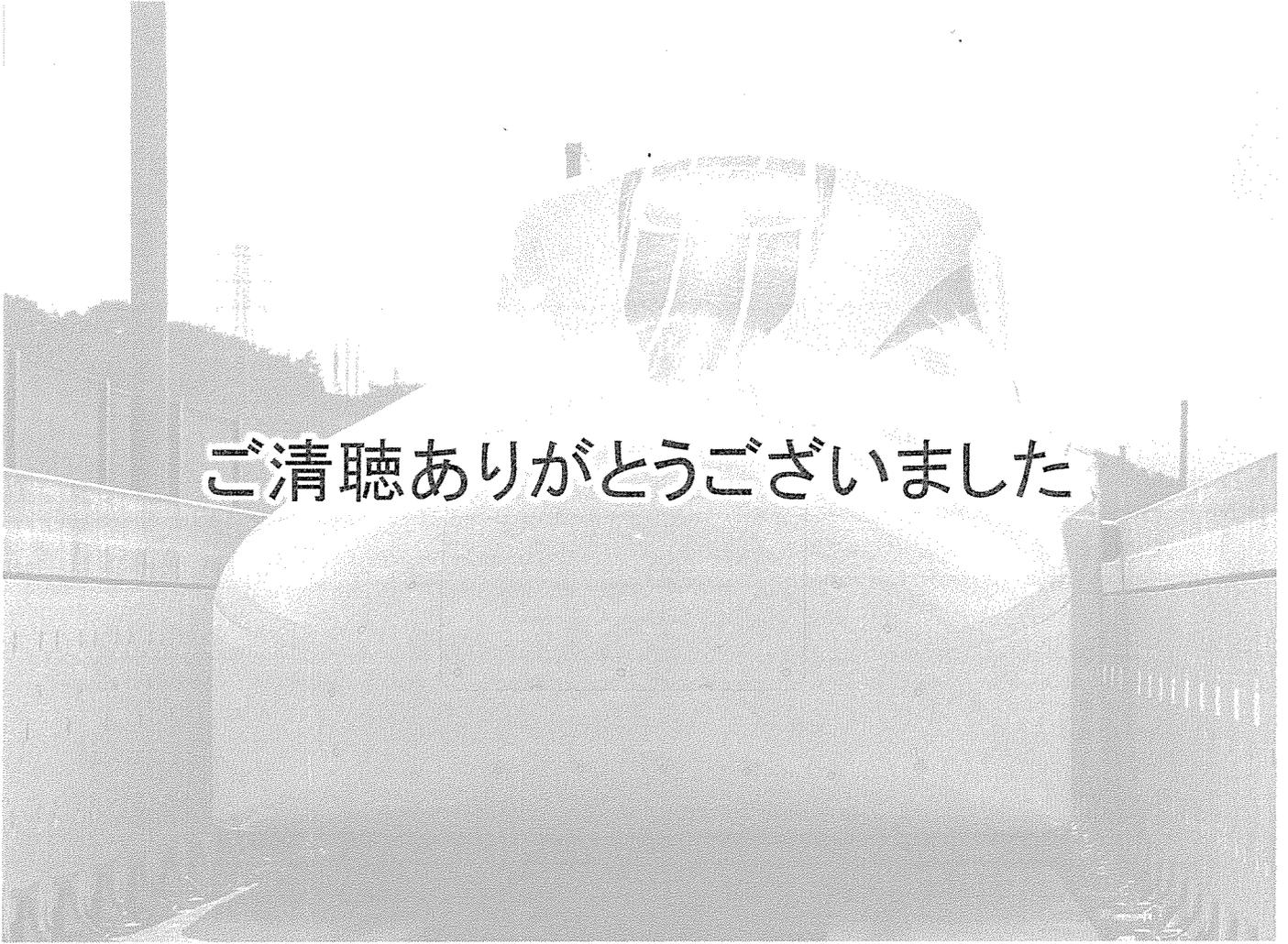
施工者 清水・三井住友・東急 中央新幹線、中央アルプストンネル(萩の平・広瀬)

特定建設工事共同企業体〔構成員:清水建設(株)・三井住友建設(株)・東急建設(株)〕

JV清内路事務所 (Tel 0265-48-5736)

住所 長野県下伊那郡阿智村清内路387-1 清内路公民館1F

**※土・日・祝日に問い合わせいただく場合は、清水JVに問い合わせください。
清水JVから機構やJR東海にも速やかに情報を展開の上、迅速にご対応いたします。**



ご清聴ありがとうございました

